

内閣参質八一第一号

昭和五十二年八月二十六日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員栗原俊夫君提出河川区域の認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗原俊夫君提出河川区域の認定に関する質問に対する答弁書

一について

群馬県が作成した河川区域の認定に関する図面によれば、烏川の河川区域認定のため建設された川敷杭のうち、藤岡市中島地先、同市立石地先及び同市立石新田地先（以下「本件地先」という。）に係るものは、二十九号から七十二号までの計四十四本である。

二について

川敷杭の位置については、前記図面等により、一応再現することができる。

三及び四について

本件地先の河川区域に係る土地に関しては、本件河川区域の認定に基因する分筆の処理は行われていない。

五について

以上の事実は、河川区域認定の効力に何らの影響を及ぼすものではなく、本件河川区域の認定は有効であると考える。